

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号イ</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。）を利用する者とする。</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第9の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>附則第二十条</u>に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p>
<p>二 <u>令第四十四条第三項第一号イ</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>	<p>二 <u>令第四十四条第三項第一号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>

分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、〇四〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三二、九六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、四〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三二、〇六〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八〇、〇〇〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三二、七六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 五八、〇四〇単位

(2) 介護保険給付対象者 二九、三五〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四四、〇七〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

三一、一一〇単位

(三) 区分四（区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二四、八一〇単位

(四) 区分三（区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一九、八二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一三、五六〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四〇、〇三〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

二八、二七〇単位

(三) 区分四（区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二二、五四〇単位

(四) 区分三（区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一八、〇二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一一、三一〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第12の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第16の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支

- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 二四、四九〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一七、八四〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一三、五六〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一三、九四〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 一〇、八〇〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六六〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- 援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 二二、二四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一六、二二〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一一、三一〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一一、六八〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 九、八二〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、三三〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

	a	区分六に該当する者	一五、〇〇〇単位
	b	区分五に該当する者	九、五四〇単位
	c	区分四に該当する者	七、四四〇単位
(三)		指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービ スのイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち 介護保険給付対象者であるもの	三、六六〇単位
(四)		介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービ ス費のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaか らdまでに掲げる単位数	一六、七八〇単位
	a	区分六に該当する者	一一、〇七〇単位
	b	区分五に該当する者	九、〇〇〇単位
	c	区分四に該当する者	七、九一〇単位
(五)		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費を算定さ れる者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、六六〇単位
ニ		行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除 く。)	
		次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ (1)から(4)までに掲げる単位数	
(1)		(2)から(4)までに掲げる者以外のもの	次の(一)から(五)まで に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単 位数
(一)		区分六に該当する者	二九、一七〇単位

	a	区分六に該当する者	一三、六三〇単位
	b	区分五に該当する者	八、六七〇単位
	c	区分四に該当する者	六、七七〇単位
(三)		指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービ スのイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち 介護保険給付対象者であるもの	三、三三〇単位
(四)		介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービ ス費のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaか らdまでに掲げる単位数	一五、二四〇単位
	a	区分六に該当する者	一〇、〇六〇単位
	b	区分五に該当する者	八、一八〇単位
	c	区分四に該当する者	七、一九〇単位
(五)		経過的居宅介護利用型共同生活介護サービ ス費を算定さ れる者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、三三〇単位
ニ		行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除 く。)	
		次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ (1)から(4)までに掲げる単位数	
(1)		(2)から(4)までに掲げる者以外のもの	次の(一)から(五)まで に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単 位数
(一)		区分六に該当する者	二六、二二〇単位

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 七、四九〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一九、〇五〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一五、八一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一一、四五〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
九、五六〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
七、四九〇単位
- (六) 障害児
一五、九四〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
二、〇六〇単位
- (二) 経過的生活介護利用型共同生活介護サービスを算定され

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 六、七五〇単位
- (3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。)を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一七、一一〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一四、二二〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
一一、一七〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のも
の
八、六〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
六、七五〇単位
- (六) 障害児
一四、三一〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
一、八四〇単位
- (二) 経過的生活介護利用型共同生活介護サービスを算定され

- る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一一、六三〇単位
 - b 区分五に該当する者 八、四四〇単位
 - c 区分四に該当する者 六、五九〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、六四〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二四、九四〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、一七〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、四〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者 七、九六〇単位
- (五) 区分二に該当する者 六、二九〇単位
- (六) 区分一に該当する者 五、五四〇単位
- (七) 障害児 一一、四八〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービスのイ及びハを算定される者（3）及び（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一) から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位

- る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一〇、四五〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、五九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、九〇〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、〇六〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 一、八四〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の

(1) から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) 及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 一九、四五〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一三、五〇〇単位
- (三) 区分四に該当する者 八、四四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 四、五〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、〇五〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、三七〇単位
- (七) 障害児 七、五九〇単位

- (二) 区分五に該当する者 一五、三五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、五九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。() 一九、四四〇単位
- (4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 九、七六〇単位
- (二) 区分五に該当する者 六、五一〇単位
- (三) 区分四に該当する者 四、六六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 三、六九〇単位
- (五) 区分二に該当する者 一、四〇〇単位
- へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位
- ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

- (2) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。() 一七、一二〇単位
- (3) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 八、六〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 五、七四〇単位
- (三) 区分四に該当する者 四、一〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者 三、二五〇単位
- (五) 区分二に該当する者 一、二四〇単位
- へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第17の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位
- ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一一、九二〇単位

(二) 区分五に該当する者 八、六六〇単位

(三) 区分四に該当する者 六、七七〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 三、〇八〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、五一〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、二六〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、三二〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位

(2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、四九〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、六三〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、九四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 二、七〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 九、二四〇単位

(二) 区分五に該当する者 六、三九〇単位

(三) 区分四に該当する者 四、七〇〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 七、三九〇単位

(2) 区分五に該当する者 四、五四〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、一、一五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの

一、二七〇単位

(2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

三、〇九〇単位

(3) 区分四に該当する者

二、八五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの

九、八九〇単位

(2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

二、七〇〇単位

三 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

イ 重度障害者等包括支援を受けた者

ロ 旧法施設支援を受けた者

四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額とする。

算式

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×当該月の障害福祉サービスの利用者（施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く。）の数に〇・一を乗じた数（その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。）÷当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

別表

別表

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる特別区	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる特甲地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる甲地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる丙地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる乙地	千分の千

◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものをみなされた指定療養介護事業所を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準</p>

び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める 営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める 所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。	百分の八十

並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(i)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。）又は基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第八十九条第一項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）（以下「指定児童デイサービス等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準

に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童デイサービス事業所等」という。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定児童デイサービス事業所等 指定障害福祉サービス基準第百四条（指定障害福祉サービス基準第百十一条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて</p>	<p>百分の七十</p>

<p>得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める</p> <p>従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又は</p>	<p>百分の七十</p>

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

四 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等(指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の

(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

サービス管理責任者の員数を満たして
いないこと。(サービス管理責任者の
員数については、指定障害福祉サービ
ス基準附則第五条第三項又は附則第六
条第三項の規定により、指定児童デイ
サービスのサービス管理責任者を置か
ないことができる場合も含む。)

四 介護給付費等単位数表第8の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第11の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

七 介護給付費等単位数表第12の1の機能訓練サービス費の注4の(1)

の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の
(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基
準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の
注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に
乘じる割合

(略)

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の生活訓練サービス費の注5の(1)
の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の
基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員
数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の就労継続支援B型サービス費
の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の
員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二| 介護給付費等単位数表第17の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数
に乘じる割合

(略)

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のイ又はロに該当する者</p> <p>イ 平成十八年九月三十日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入院していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成十八年九月三十日において現に存する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入院した者又は指定医療機関（同法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者のうち、平成十八年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関に継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若し</p>

療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用してゐる者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

ロ 平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であつた児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であつた同条に規定する障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」と

くは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同(4)及び第11の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所してい

- いう。)に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)を利用して^イいる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者
- ロ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者
- 三 介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者
前号イに定める者
- 四 介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者
平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者
- 五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者
平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者
- 六 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者
次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

る者若しくは当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護をいう。)を利用して^イいる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び第一号に掲げる者

- (1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
中心静脈注射を実施している状態
- (3) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- (4) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- (5) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
- (6) 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態
- (7) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (8) 気管切開が行われている状態
- (9) 介護給付費等単位数表第7の10の注1、2の厚生労働大臣が定める者
- 現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者
- 八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであつて、以下の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十人以上である者。
- 九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者
- (略)
- 十 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者

- 三 介護給付費等単位数表第10の8の注、第11の11の注2、第13の5の9の注及び第17の6の注の厚生労働大臣が定める者
- (略)
- 四 介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者

(監)

(監)

別表

判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 =10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O2吸入又はSpO2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネグライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) I V H = 10
- (8) 経口摂取 (全介助) = 3
- (9) 経管 (経鼻・胃ろう含む) = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
- (13) 継続する透析 (腹膜灌流を含む) = 10
- (14) 定期導尿3回/日以上 = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換6回/日以上 = 3